

第1編 自己紹介編（出版・論文）

第1章 弁護士坂和章平のホームページ

⇒ ホームページアドレス www.sakawa-lawoffice.gr.jp

<ホームページ目次>

1. 坂和総合法律事務所の概要 ―― 坂和総合法律事務所ってどんなところ？

2. 求人・採用 ―― 就職希望の方へ

3. 事件紹介 ―― 阿倍野再開発・モノレール訴訟・門真土地区画整理事業など

4. 講演・講義 ―― 弁護士坂和章平が行なった大学・各種団体等での講義・講演・シンポジウムなどを掲載

5. 著書（単著・共著）―― 弁護士坂和章平が出版した著書を紹介

6. 論文・小論文など ―― 弁護士坂和章平が雑誌等で発表した論文や小論文を紹介

7. その他読み物（随想・コラムなど） ―― 弁護士坂和章平が書いたさまざまなコラム・小稿など

8. 新聞掲載のページ ―― 弁護士坂和章平の新聞掲載記事を紹介

9. 坂和章平による映画の採点と評論 ―― すごい本数。そして映画評論も充実…。

10. 趣味のページ―― 1) フィットネス 2) ゴルフ 3) 映画
4) ミュージカル・演劇・落語会 5) 将棋 6) カラオケ
7) レコード 8) 旅行記 9) 交遊録
と多趣味な弁護士の趣味のページ。
旅行記などは内容充実…。

第2章 自己紹介

第1 経歴

1. 1949（昭和24）年、愛媛県松山市生まれ。中学・高校を松山で過ごす。
- (1) 松山は司馬遼太郎「坂の上の雲」の舞台（04年は日露戦争100周年）
明治日本の秋山好古・真之兄弟＋正岡子規を主人公としたベストセラー
- (2) 人口30万人の地方都市の良さ
- ・道後温泉 ・きれいな街（城山・観光地）
- ・便利（買物、映画、遊び） ・社会資本充実（学校など）
- (3) 進学校（6年制一貫教育、男子校）の良いところ・悪いところ
2. 1967年 阪大法学部入学、71年 阪大法学部卒業 ―― 17歳のころ
- (1) 70年安保の時代（佐藤首相訪米阻止）
- (2) 学生運動（全学封鎖、東大安田講堂事件）―― ビラ作りとアジ演説
- (3) 団塊の世代
3. 司法試験の勉強（独学）
- 70年1月26日（21歳の誕生日）～71年10月（1年半）
4. 72年 司法修習生（26期）、74年 大阪弁護士会登録。
- ⇒ ①公害問題 ②消費者問題 ③都市問題
- 第2 坂和弁護士の仕事内容
1. 一般の弁護士業務は一般民事中心。事件数は多い。
2. ライフワークは都市問題・都市計画・まちづくりの領域。
3. 執筆活動（出版、論文、映画評論）
4. 講演（まちづくり、交通事故、保険、法律問題一般など）
5. 坂和法律事務所独自の仕事システム（事務局の重視）―― 事務局提要
(HP参照)
6. 司法改革とのかねあい ―― 法曹人口の拡大、ロースクールとの関連

第3 坂和弁護士の趣味

1. 将棋（教育TV日曜日朝10：00～12：00）
2. カラオケ（ナツメロ、演歌から、あゆ、鬼束、Kinki、ZONE、島谷ひとみ、BoA、I wish、shelaまで）
3. 映画、演劇、ミュージカルの鑑賞＋映画評論
- ・映画評論本の出版 ―― 『SHOW-H E Yシネマルーム』シリーズ
- ①02年6月26日 『シネマルームⅠ』出版
- ②03年8月20日 『シネマルームⅡ』（オール関西）出版
- ③04年4月30日 『シネマルームⅢ』（オール関西）出版
- ④ 〃 11月15日『シネマルーム4』（文芸社）
- ⑤ 〃 12月25日『坂和的中国電影大観――シネマルーム5
(オール関西)
- ⑥05年5月15日 『シネマルーム6』（文芸社）
- ⑦ 〃 10月15日『シネマルーム7』（文芸社）
- ・映画評論の原稿執筆依頼
- ①連載：産経新聞大阪府下版「That's ナニワのエンタメ」（月1回）
- ②朝日新聞04年2月13日「ニューオーリンズ・トライアル」
4. ゴルフ
5. フィットネス通い（自転車、ステップ、マラソン）
6. 旅行（記）
- ①00年8月 大連 ⑤04年6月 桂林
- ②01年8月 西安・敦煌 ⑥04年11月 雲南省
(西双版纳・昆明・麗江・大理)
- ③03年11月 北京 ⑦05年3月 台湾
- ④04年4月 杭州・紹興・烏鎮 ⑧05年10月 青島・済南・曲阜・泰安
7. 友人、依頼者との食事会や飲み会

第4 情報収集（アンテナ張り）の重要性

1. 新聞（朝日、日経、読売、毎日、産経）のスクラップ
2. 弁護士以外の業種（コンサル、朝日21スクエア、各種企業）との交流
3. 趣味の付き合いからの情報
- 第3章 都市問題に関する主な出版
- 第1 経過
1. 82年8月 大阪モノレール訴訟提起（94年完了）
- ⇒ 95年4月『ルートは誰が決める？―大阪モノレール訴訟顛末記』出版
2. 84年5月 大阪駅前ビル商人デモ ―― 大阪駅前問題研究会参加
- ⇒ 85年8月『苦悩する都市再開発』出版（共著）

3. 84年9月 阿倍野再開発訴訟提起
⇒ 89年2月『阿倍野再開発訴訟の歩み』出版（共著）
4. 87年7月 『岐路に立つ都市再開発』出版（共著）
＜その問題意識＞
（1）大阪駅前研究会での学習から再開発そのものに興味をもった
（2）具体例（133例）の分析（土地・人・カネ・床の視点から）
（3）都市再開発が岐路に立っていることを指摘
⇒ 改善の方向を実践的にプロポーザル
5. 90年3月 『都市づくり・弁護士奮闘記』出版
6. 95年8月 『震災復興まちづくりへの模索』出版（共著）
7. 96年5月 『まちづくり法実務体系』出版（共著）
＜その問題意識＞
（1）キーワード＝まちづくり法の複雑性・難解性
（2）まちづくり法に国民が興味をもち、それを広げ定着させる必要性を痛感
（3）体系化の試み
8. 99年11月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」4日間集中講義
⇒ 00年7月『実況中継 まちづくりの法と政策』出版
＜その問題意識＞
（1）まちづくり法の知識ではなく、切り口を示す
（2）戦後55年の検討（総括）と今の学生（若者）の問題意識
（3）学生（若者）と民主主義、政治、経済、社会、まちづくりをどう結びつけるか
9. 01年7月 『Q & A 改正都市計画法のポイント』出版（共著）
＜その問題意識＞
2000（平成12）年5月 都市計画法の大改正
（2001（平成13）年5月施行）
10. 01年12月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」4日間集中講義
⇒ 02年9月『実況中継 まちづくりの法と政策Ⅱ』出版
＜その問題意識＞
（1）破綻する駅前再開発
（2）小泉「都市再生」の行方
（3）戦後57年
11. 03年7月 『わかりやすい都市計画法の手引（加除式）』出版
＜その問題意識＞
（1）都計法の体系（枠組み）の理解
（2）都計法の時代的流れの理解
（3）都計法の基本的概念の理解
（4）近時の平成12年、平成14年改正の理解
12. 03年9月 『注解 マンション建替え円滑化法〔付〕改正区分所有法等の解説』出版
（1）マンション建替え円滑化法の制定
（2002（平成14）年6月制定、2002（平成14）年12月施行）
（2）マンション建替え組合
（3）都市再開発法の権利変換手法を手本
（4）密集法（危険・有害なマンション建替え促進、居住安定計画）の手法を手本
13. 04年2月 『改正区分所有法&建替事業法の解説』出版（共著）
「第2章 建替事業の個人施行」、「第3章 権利変換手続による関係権利の円滑な移行」担当
14. 04年4月 『ケースメソッド公法』出版（共著）
ロースクール用公法テキスト
（1）「法治主義と信頼保護 ―― 韓国人年金支給拒否事件」
（2）「都市計画 ―― 再開発反対事件」
15. 03年12月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」4日間集中講義
⇒ 04年6月『実況中継 まちづくりの法と政策Ⅲ』出版
16. 04年12月 『Q & Aわかりやすい景観法の解説』出版
17. 05年4月 『実務不動産法講義』出版
第2 その評価
・ 01年5月 日本都市計画学会「石川賞」受賞
（「弁護士活動を通じた都市計画分野における顕著な実践および著作活動」）
・ 〃 日本不動産学会「実務著作賞」受賞
（『実況中継 まちづくりの法と政策』）
第4章 都市問題に関する主な論文
第1 都市問題一般
第2 再開発コーディネーター協会雑誌『再開発コーディネーター』
第3 阪神大震災関係
第5章 都市問題に関する主な講義、講演（省略）
第6章 その他の主な出版及び今後の出版予定
1. 02年5月10日『法社会学への誘い』出版（共著）「第9章 陪審制」担当
2. 04年5月26日『いま、法曹界がもしろい！』（民事法研究会）出版
3. 05年8月15日『がんばったで！31年ナニワのオッチャン弁護士評論コラム集』（文芸社）
4. 05年10月3日『いまさら人に聞けない「交通事故示談」かしこいやり方』（セルバ出版）
5. 06年出版予定 『景観紛争の上手な対処法』（民事法研究会）
6. 構想中 『映画と法律』（c.f. 『シネマで法学』）
第2編 日本の都市法制の体系とその特徴
第1章 その複雑性と難解性
第1 参考書
① 坂和章平（共著）『まちづくり法実務体系』（96年 新日本法規）
② 坂和章平『実況中継 まちづくりの法と政策』（00年 日本評論社）
③ 坂和章平『実況中継 まちづくりの法と政策PARTⅡ』（02年 日本評論社）
④ 坂和章平『実況中継 まちづくりの法と政策PARTⅢ』（04年 日本評論社）
第2 母なる法「都市計画法」を中心とした膨大な数の法律
（プラス政令、通達、要綱）
（※図は省略します）
第3 その特徴
1. 絶対的土地所有権

2. 線引き、色塗り、数値による都市計画
- 都市計画区域（9 7 3 万ha）
 - 市街化区域（1 4 2 万ha）
 - 市街化調整区域（3 7 7 万ha）
 - 白地区域（4 5 1 万ha）
- < 9 7 年 3 月末現在 >

- 都市計画区域外（2 8 0 5 万ha）
- （但し、0 3 年 3 月末現在、都市計画区域 9 9 5 万ha、市街化区域 1 4 4 万ha、市街化調整区域 3 7 7 万ha）
- 地域地区（用途地域、特別用途地区）
 - 容積率、建ぺい率、高さ制限、斜線制限

3. 国家主導の都市計画

4. メニュー追加方式（メニューの洪水）

第4 西欧の都市法制との対比

1. キーワード

- 建築不自由の原則（ドイツ） ⇔ 建築自由の原則（日本）
- 「計画なければ開発なし」
「F プラン（土地利用計画）・B プラン（地区詳細計画）」（ドイツ）
- 「成長管理政策」の成功（アメリカ）

2. 西欧と日本の都市法理念の対比

	西 欧	日 本
都市開発	公共的計画的規制と介入	市場原理・民間資本の利潤 追及
規制の目的	居住と生活の場としての都市の形成	成長型・経済開発型
規制の理念	社会的平等・社会的公正	土地の有効・高度利用
民活・規制緩和	部分的・例外的	主 流

3. 日本のまちづくりの特徴

- ① 土地神話（土地は値下がりしない）
- ② スクラップアンドビルド方式
- ③ 東京一局集中・都市部集中・スプロール
- ④ 都市づくりへの住民参加の欠如
- ⑤ 再開発はすべて経済的再開発（駅前・商業再開発）
- ⑥ 官と民の協調悪い

第5 現代アメリカの都市計画（大野輝之著 9 7 年 学芸出版社）

1. 9 2 年 映画「遙かなる大地へ」公開（主演：トム・クルーズ）
（1 9 世紀末、アイルランドの貧しい小作人の家に生まれた主人公が、アメリカでは誰でも土地を手に入れることができると聞いて渡米するというストーリー）
- ⇒ 「自由の国・アメリカ」、「土地の自由な所有と利用」

2. その大転換

- (1) 1 9 世紀末から 2 0 世紀初頭にかけては、近代都市計画が誕生し確立した時期
- (2) 6 0 年代末から 8 0 年代にかけての 1 0 数年間は、近代都市計画の枠組みではとらえられない、いわば「現代都市計画」ともいうべきものの新たな展開が行われた時期
- (3) 「成長管理政策」の成功

第2 章 その歴史的区分の重要性

第1 （1 全総）（1 9 6 2 年～6 8 年）

- 池田勇人内閣 ―― 所得倍増計画
- 高度経済成長の時代
- 拠点開発方式・重化学コンビナート・新産都市
- 昭和 3 0 年代後半（1 9 6 0 年ごろ）から公害問題を中心とした都市問題噴出
- ⇒ 戦後最初の地価高騰

第2 （2 全総）（6 9 年～7 7 年）

- 6 8 年 自民党田中角栄「都市政策大綱」発表
- ⇒ 日本で最初の都市政策
- ⇒ 「日本列島改造論」へ
- 6 8、6 9 年 都市三法 都市計画法全面改正
- 建築基準法改正
- 都市再開発法制定
- ⇒ 戦後 2 回目の地価高騰、乱開発、公害問題深刻化

第3 （3 全総）（7 7 年～8 3 年）

- 大平正芳内閣 ―― 低成長、定住圏構想、地方の時代
- オイルショック（7 3 年）
- 都市問題解決の方向（内省の時代）、地価高騰抑制
- 日影規制導入、条例による上のせ・横出し規制
- 1 9 8 0（昭和 5 5）年 都市三法の改正（地区計画、日影規制）、乱開発の防止

第4 （4 全総）（8 3 年～）

- 中曽根康弘内閣 ―― アーバン・ルネッサンス（都市復興）
- ⇒ 内需拡大、規制緩和、民活路線推進

第5 バブル時代の土地対策

- (1) 8 7 年 1 0 月 1 6 日「緊急土地対策要綱」―― 地価高騰への対処法（8 7 年 9 月 NHK「土地はだれのものか」放映）
- 土地取引の適正化
- ・投機的取引の規制 ―― 監視区域の制度創設
 - ・不動産業者の指導

- ・金融機関への指導（不動産融資の総量規制）

(2)88年6月28日――「総合土地対策要綱」（閣議決定）
5つの基本的認識
 - ・土地の所有には利用の責務が伴う
 - ・土地の利用に当たっては公共の福祉が優先する
 - ・土地の利用は計画的に行わなければならない
 - ・開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべき
 - ・土地の利用と受益に応じて社会的な負担は公平に負うべき

(3)土地基本法の制定（89年12月）
 - ① 理念法か実定法か ⇒ 理念法
 - ② 土地所有権論争不十分 ⇒ 政策的立法
 - ③ 土地利用計画の位置づけ不十分

第6 土地基本法後の立法
都市計画法、建築基準法の大幅改正（1992（平成4）年6月）
 - (1) 用途地域を細分化（8→12）
⇒ 施行から3年以内に用途地域の見直し、指定替
 - (2) 誘導容積制度（目標容積率と暫定容積率を区分して設定）
 - (3) 市町村まちづくりマスタープランを創設
 - (4) 地区計画制度の拡大（市街化調整区域への）
 - (5) 都市計画区域外での建築規制その他

第7 バブル崩壊（90年夏）以降の土地問題
⇒ 90年夏以降 「バブル経済崩壊」

第8 細川内閣の誕生と土地政策
93年7月総選挙 ―― 細川連立内閣成立（8月）～94年4月
 - (1) 政・官・財のトライアングルによる癒着の暴露（とくに建設業界）
⇒ 政治改革、行政改革（許認可の削減等）の推進
⇒ 中央集権機構を解体し、本当の民主主義の実現を目指す
 - (2) 地方分権の提唱（国家高権から真の地方分権へ）
上からのマスタープラン ⇒ 下からのマスタープラン

第9 橋本龍太郎政権の登場
 - (1) 橋本「行政改革」
 - ① 96年10月 総選挙
 - ② 〃 11月 橋本首相、行政改革会議設置
 - ③ 97年12月 最終報告（1府12省庁）
 - ④ 98年6月 中央省庁改革基本法成立（01年に新体制）
 - ⑤ 〃 中央省庁等改革推進本部発足（本部長 橋本首相）
 - ⑥ 〃 7月 参院選挙 自民党大敗、橋本退陣、小渕内閣発足
⇒ 行政改革実施をめぐる政と官の攻防
 - ⑦ 99年7月 中央省庁改革関連法可決成立
 - ⑧ 01年1月 中央省庁再編、1府12省庁
 - (2) 橋本「地方分権」
 - ① 95年5月 地方分権推進法制定
 - ② 〃 7月 地方分権推進委員会発足
⇒ 1～5次の勧告（機関委任事務の廃止、補助金見直し）
 - ③ 98年5月 地方分権推進計画を閣議決定
 - ④ 99年7月 地方分権推進一括法案可決、成立
 - ⑤ 00年4月 地方分権一括法施行
 - ・機関委任事務の廃止 ⇒ 自治事務と法定受託事務に分類
 - ・都市計画の権限を市町村に大幅に委譲
 - ・法定外目的税の創設が「許可制」から「同意を要する協議」に
⇒ 石原都知事、銀行への「外形標準課税」、北川三重県知事「産業廃棄物埋立税」
 - (3) 土地政策の大転換
 - ① 新総合土地政策推進要綱の閣議決定（97年2月）
土地対策の目標 ―― 地価抑制から土地の有効利用へ転換
 - ・土地有効利用の促進 低、未利用地の利用促進
密集市街地の再整備の促進等
良質な住宅・宅地の供給の促進による土地有効利用
 - ・土地取引の活性化の促進土地有効利用の促進
 - ・土地政策の総合性・機動性の確保
 - ② 都心居住拡大を目指す「高層住居誘導地区」の創設
（最高400%→600%の容積率の緩和）（97年6月）
 - ③ 密集新法制定（97年5月）
 - ④ 定期借家権が議員立法により成立（99年12月）

第10 橋本退陣～小渕内閣～森内閣
 - (1) 98年7月 参院選挙 自民党大敗・橋本退陣、小渕恵三内閣成立
 - ・経済危機、金融危機、日本沈没の危機、経済再生内閣
 - ・98年10月 金融再生法案が成立
 - ・99年4月 石原慎太郎東京都知事誕生
 - (2) 99年10月 小渕改造内閣発足 ⇒ 「自自公」連立政権の発足
 - (3) 00年4月 自由党分裂（保守党の誕生）（小沢一郎連立離脱）
 - (4) 小渕総理緊急入院（00年4月2日） ⇒ 死亡 ⇒ 内閣総辞職
⇒ 森内閣発足（00年4月5日）（5人組）（自公保連立政権）
 - (5) 00年6月 衆議院総選挙
⇒ 自公保維持（とりあえず変化なしの選択）
 - ・00年10月 田中康夫長野県知事誕生
 - ・〃 11月 加藤紘一の反乱（加藤政局）発生 ⇒ 収束
 - ・01年4月6日 「緊急経済対策」を決定
 - ①金融再生と産業再生 ②証券市場の構造改革 ③都市再生・土地の流動化
 - ④雇用の創出とセーフティーネット ⑤税制

第11 小泉内閣の発足（01年4月） ⇒ 8編以降参照

第3編 都市計画（法）の基本構造

第1章 都市計画（法）の基本構造

第1 都市計画とは
 - 1. 一覧表（※表は省略）
 - 2. 地域地区の種類
 - ・用途地域
 - ・特別用途地区
 - ・風致地区
 - ・駐車場整備地区

- ・特定用途制限地域（平成12年創設）
- ・特例容積率適用地区（平成16年創設）
- ・高層住居誘導地区
- ・高度地区
- ・高度利用地区
- ・特定街区
- ・都市再生特別地区（平成14年創設）
- ・防火地域
- ・準防火地域
- ・特定防災街区整備地区（平成15年創設）
- ・景観地区（平成16年創設）
- ・臨港地区
- ・歴史的風土特別保存地区
- ・歴史的風土保存地区
- ・緑地保全地域（平成16年創設）
- ・特別緑地保全地区（平成16年創設）
- ・緑化地域（平成16年創設）
- ・流通業務地区
- ・生産緑地地区
- ・伝統的建造物群保存地区
- ・航空機騒音障害防止地区
- ・航空機騒音障害防止特別地区

3. 用途地域の種類（3→7→12）
- ・第1種低層住居専用地域
 - ・第2種低層住居専用地域
 - ・第1種中高層住居専用地域
 - ・第2種中高層住居専用地域
 - ・第1種住居地域
 - ・第2種住居地域
 - ・準住居地域
 - ・近隣商業地域
 - ・商業地域
 - ・準工業地域
 - ・工業地域
 - ・工業専用地域
4. 特別用途地区
- ・1950（昭和25）年建築基準法制定当時
 - ① 特別工業地区
 - ② 文教地区
 - ・1998（平成10）年改正
- あらかじめ法令に基づいて特別用途地区の類型を定める手法の廃止、地方公共団体が目的に応じた独自の内容の特別用途地区を定めうる。

- 第2 規制、誘導、事業の三つの手法
- 第3 用途規制と形態規制（集団規制）（建築基準法48条～60条）
- ①容積率、②建ぺい率、③高さ規制、④最低敷地面積、⑤日影規制
- 第4 都市計画事業 ―― 都市施設（法11条）、市街地開発事業（法12条）を実施するもの
1. 都市計画制限 ―― 弱い建築制限（法53条）、買取請求（法56条）、先買い等（法57条）、損失補償なし
2. 事業制限 ―――― 強い建築制限（法65条）、買取請求（法68条）、先買い等（法67条）、損失補償なし
- 第5 1. 市街地開発事業等予定区域（法12条の2）―― 強い建築制限（法52条の2）、先買い等（法52条の3）、買取請求（法52条の4）、損失補償（法52条の5）
2. 促進区域（法10条の2）
3. 遊休土地転換利用促進地区（法10条の3、58条の4～11）
- 第6 施行予定者（法11条5項、12条5項、12条の2第2項、12条の3第1項）

- 第7 地区計画（法12条の4～12）
- 第8 風致地区（法58条）
- 第2章 都市再開発法によるまちづくり（省略）
- 第3章 土地区画整理法によるまちづくり（省略）
- 第4章 地区計画とは何か
- 第1 地区計画創設（1980（昭和55）年）の事情（時代背景）
- 第2 平成14年改正一覧（省略）
- 第3 地区計画を定める区域（法12条の5第1項）
- 第4 地区計画、地区整備計画に定めるべき事項（法12条の5第2項、4項）
- 第5 地区計画を定めたことによる効果
- 第5章 密集市街地整備法によるまちづくり（省略）
- 第4編 都市法編（近時の動き）
- 第1章 1968年都市計画法の成立（近代都市法の成立）
- 第1 68年法以前の都市計画法
- 第2 68年法の成立とその特徴
- ① 市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分制度の導入
 - ② 地域地区制の充実（用途地域制）
 - ③ 用途規制と形態規制（建築基準法による集団規制）
 - ④ 開発許可

- 第2章 平成4年改正法
- 第1～4（省略）
- 第5 平成4年改正法のポイント
- ① 都市計画区域外等への建築制限
 - ② 市街化区域についての3つの大改正
 - イ 用途地域の細分化と特別用途地区の増加
 - ロ 特別用途地区の種類の追加
 - ハ 地区計画制度の拡大
 - ③ 市町村マスタープランの創設
 - ④ 開発許可制度の改善
 - ⑤ 木造建築物に関する制限の緩和
 - ⑥ 建築物の定義の拡充

- 第3章 地方分権一括法の成立（平成11年）と平成11年改正（省略）
- 第4章 平成12年改正法
- 第1 都市計画のマスタープランの充実
- 第2 都市再開発方針等
- 第3 線引き制度の選択制
- 第4 開発許可制度の見直し
- 第5 良好な環境の確保のための制度の充実
- ① 小規模な風致地区についての都道府県から市町村への権限委譲
 - ② 特定用途制限地域制度の創設
 - ③ 白地地域における容積率、建ぺい率等のメニュー増と強化
- 第6 既成市街地の再整備のための新たな制度の導入
- ① 商業地域における特例容積率適用区域制度の創設
 - ② 立体的な都市計画の決定手法の導入
 - ③ 地区計画の決定要件に係る改正
 - ④ 建ぺい率制限の合理化
- 第7 都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の創設
- ① 準都市計画制度の創設

② 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発許可制度の適用

第8 都市計画の決定システムの合理化と住民参加の促進

① 都市計画の案の作成における都道府県と市町村の役割の明確化

② 地区計画等に対する住民参加手続の充実

③ 都市計画の案の縦覧の際の理由書の添付

第5章 都市再生特別措置法（小泉都市再生）

第1 目的

第2 都市再生本部

第3 都市再生基本方針、地域整備方針

第4 民間都市再生事業計画の認定

第5 都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例

第6 10年以内の見直し

第7 近時の改正

① 都市再生整備計画の作成（平成16年改正）

② まちづくり交付金制度の創設（ “ ” ）

第6章 平成14年法

第1 まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設

第2 用途地域における容積率等の選択肢の拡充

第3 容積率制限等を迅速に緩和する制度の導入

第4 地区計画制度の見直し

第7章 法律と条例（自主条例・委任条例）

五十嵐敬喜、野口和雄、池上修一著『美の条例』（96年 学芸出版社）

五十嵐敬喜著『美しい都市をつくる権利』（02年 学芸出版社）

小林重敬編『条例による総合的まちづくり』（02年 学芸出版社）

第1 法律と条例（昔からのテーマ）

第2 開発指導要綱

武蔵野事件 第1審（東京地判昭和58年2月9日）

第2審（東京高判昭和63年3月29日）

最高裁（最判平成5年2月18日）

第3 地方分権一括法による通達（の廃止）と運用指針の活用

第4 都市及び都市づくりの構造転換と条例・要綱

第5 都市計画法制の基本的な枠組みと条例

第6 委任条例と自主条例の展開

第7 都市計画関連の委任条例とまちづくり

第8 自主条例としてのまちづくり条例の展開

1. まちづくり条例の類型と全体像

2. まちづくり条例の展開の経緯

3. 分権時代に向けた新たな動き

4. まちづくり条例と法令の新たな関係

第9 景観法による委任条例 ⇒ 4編9章参照

第8章 マンション建替え円滑化法の制定

1. マンション建替え円滑化法（2002（平成14）年6月成立、同年12月施行）

⇒ 区分所有法の改正

（2002（平成14）年12月成立、2003（平成15）年6月施行）

⇒ 03年12月 大阪府豊中市（新千里桜ヶ丘住宅）で「5分の4以上」の建替え決議による初のマンション建替え着工

2. その意義

① 「権利変換」の手法を採用

② 建替え決議に「多数決原理」を採用

⇒ 「5分の4以上」

・建替え決議（改正区分所有法62条1項）

・団地内の建物の一括建替え決議（同法70条1項）

「4分の3以上」

・建物の一部が滅失した場合の復旧決議（同法61条5項）

・団地内の建物の建替え承認決議（同法69条1項）

3. 大阪府吹田市の千里桃山台第2団地の建替え事業

（1）05年3月6日 一括建替え決議成立（区分所有法70条）

円滑化法は活用せず、全員合意の等価交換事業で

推進

（2） “ ” 6月26日 円滑化法にもとづかない「建替え組合」を設立

① なぜ円滑化法を使わないのか？

② 借家権問題、抵当権抹消問題をどう解決するのか？

③ 3・6決議は有効か？（実体面、手続面）

④ 民法上の「建替え組合」を2分の1以上の賛成で設立できる？

⑤ 建替え参加者は強制的に「建替え組合」に加入？

（区分所有法64条）

（3）訴訟（反対派の区分所有者1名の依頼）

① 決議無効確認（v s 管理組合、建替え組合）

⇒ 05年7月12日付で提訴。改正区分所有法の施行後初めての事例。

② 占有移転禁止仮処分（v s リクルートコスモス）

⇒ 05年8月23日付で保全異議申立。

③ 所有権移転登記手続請求（ “ ” ）

⇒ 05年8月15日付で提訴。

第9章 景観法の制定

1. 景観の価値の高まり

（1）判例の動向

（2）住民運動

2. 04年2月10日 景観法案を閣議決定

“ ” 6月18日 成立

“ ” 12月17日 一部施行（3章以外）

05年6月1日 全面施行

⇒ 地方公共団体による活用は？

3. 景観法の概要とその意義

（1）概要

① 景観行政団体（景観法7条1項）

⇒ A政令指定都市・中核市、B都道府県知事の同意を得た市町村、C都道府県

05年10月1日現在、175の地方自治体（A14・37、B77、C47）

- ② 景観計画と景観計画区域（景観法8条）
⇒ 05年9月1日、近江八幡市で「水郷風景計画」を施行（全国初）
- ③ 景観地区と準景観地区（景観法61条、74条）
- ④ 景観重要建造物と景観重要樹木（景観法19条、28条）
- ⑤ 景観重要公共施設（景観法47条）
- ⑥ 景観協定（景観法81条）

(2) 意義

- ① わが国はじめての景観に関する総合的な法律
- ② 「良好な景観の形成」のために各種の制度を新設
- ③ 建築物等の「形態意匠」の制限が可能
- ④ 多くの領域で条例に委任（23の領域）
⇒ どこまで根付く？地方公共団体の「やる気」は？

第5編 増加する注目判例

第1章 都市計画法に関する代表判例

第1 土地区画整理事業の事業計画決定

最判昭和41年2月23日（青写真判決）

第2 地域地区の都市計画決定

最判昭和57年4月22日（工業地域、高度地域）

第3 地区計画の決定と抗告訴訟の対象

最判平成6年4月22日（対象となる処分には当たらないとして訴えを却下）

第4 市街地再開発事業の事業計画決定（阿倍野再開発2種事業）

第1審 大阪地判昭和61年3月26日

第2審 大阪高判昭和63年6月26日

最高裁 最判平成4年11月26日

第5 市街地再開発事業の事業計画決定（1種事業）

福岡地判平成2年10月25日（千代町）

大阪地判昭和55年11月28日（寝屋川第1審）

大阪高判昭和56年9月30日（寝屋川第2審）

神戸地判昭和61年2月12日（六甲道）

第2章 近時の注目判例

第1 国立マンション事件

「20m超す部分 撤去命令」（朝日新聞 02年12月18日）

1. 国家賠償請求訴訟（事業主 v s 国立市）

東京地判平成14年2月14日（藤山雅行裁判長）

⇒ 高さ20mに制限する市条例や地区計画は無効、4億円の損害賠償を認容。

⇒ 国立市は東京高裁に控訴。

2. 行政訴訟（住民 v s 東京都）

(1) 1審 東京地判平成13年12月4日

⇒ 都が是正命令を出さないことは違法。

(2) 2審 東京高判平成14年6月7日（逆転）

⇒ 市民側の訴えを不適法として却下。

(3) 最高裁 最判平成17年6月23日

⇒ 市民側の上告を棄却。

3. 建築物等撤去請求訴訟（住民 v s 事業主）

(1) 1審 東京地判平成14年12月18日

⇒ 高さ20mを超える部分（7階以上）について、景観利益を理由に撤去を命じる画期的判決。

(2) 2審 東京高判平成16年10月27日（逆転）

⇒ 景観利益・景観権について「個人の人格的利益とはいえない」として1審の事業主側敗訴部分を取り消し、市民側逆転敗訴の判決を下した。

⇒ 市民側は最高裁に上告。

第2 名古屋白壁地区等マンション事件

名古屋地決平成15年3月31日（建築禁止仮処分命令申立事件）

⇒ 住民の「景観利益」を認め、高さ20メートルを超える部分の建築差し止め。

第3 武庫川マンション事件

武庫川を中心とする「景観」を破壊するマンション新築工事の計画

⇒ 事業主は、住民側の要望（護岸から15～20mセットバック等）を受け入れず、説明会を打ち切り、計画変更をしないまま強行的に着工する姿勢

⇒ 04（平成16）年5月19日、隣接住民ら83名は、神戸地裁伊丹支部に対して、事業主を相手とする建築工事禁止仮処分命令を申し立てた。

⇒ 05（平成17）年1月17日 却下決定（住民側は即時抗告せず確定）

第4 小田急高架事業取消事件

1. 東京地判平成13年10月3日

行政庁の許認可を争う取消訴訟において、現実に許認可が取り消された数少ない取消判決。すでに約7割の工事が完成し、工事進行中の公共事業の事業認可を取り消した。

2. 東京高判平成15年12月8日（逆転）

住民側が逆転敗訴。高架化事業については、全員（53名）の原告適格を認めず。高架化事業に伴う側道整備事業については、5名のみ原告適格を認める。

⇒ 住民は上告

第5 宝塚パチンコ条例事件

「独自条例なぜ無力」（読売新聞 02（平成14）年7月16日）

1. 1審 神戸地判平成9年4月28日

2. 2審 大阪高判平成10年6月2日

市側の提訴を有効と認めた上で、市条例は違法と判示。

3. 最判平成14年7月9日

国や地方自治体が国民に行政上の義務の履行を求める訴えは、裁判の対象にならない。

第6 開発許可（原告適格）

1. 最判平成4年9月22日（もんじゅ事件）

行政事件訴訟法9条が定める取消訴訟の原告適格についてのリーディングケース

2. 最判平成9年1月28日

- かけ崩れのおそれがある土地等を開発区域内に含む開発許可について、近接住民に原告適格を認めた。
- 第7 川辺川利水訴訟（熊本県川辺川ダム）
1. 1 審 熊本地判平成12年9月8日
 2. 2 審 福岡高判平成15年5月16日
対象農家の同意が「3分の2以上」に達していないとして原告農家側の逆転勝訴（確定）
 3. 05（平成17）年9月15日、国交省は収用申請を取下げ
⇒ 計画発表から40年目で白紙へ
- 第6編 破綻する都市再開発
- 第1章 問題点の所在、構造
- 第1 都市再開発法の基本構造
1. 独立採算制
「市街地再開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。」（再119条）
 2. 権利床の他に保留床を生み出して、これを売却して事業費に充てる。
⇒ 地価の影響をもろに受ける。
⇒ 地価高騰の時は、再開発事業は「うち出のくづち」
しかし、地価が下落すると…。
 3. キーテナント（ホテル、デパート、スーパー etc.）の撤退
―― 日本の経済不況の進展
 4. 都道府県、市町村の再開発事業への意欲の減退
(1) 市町村（公共団体）施行の減少
(2) 組合施行についての後見的役割の減退、放棄
 5. 再開発組合の債務増大が顕在化
(1) 再開発組合の解散不能
(2) 再開発組合の破綻、破産
 6. 再開発ビルや再開発ビルの駐車場を管理する三セクの破綻、破産
 7. 公的資金投入の是非論
(1) 「積極論」 駅前事業は重要な公共事業だから支援すべき。
(2) 「消極論」 赤字拡大の事業に公的資金投入はナンセンス。
⇒ 市長、市会議員のスタンス 市議会での争い激化
 8. 住民訴訟の恐怖
(1) 日韓高速船補助金訴訟（広島高判平成13年5月29日判時1756号66頁）
(2) ゴルフ場予定地高額買収訴訟（大阪高判平成15年2月7日）「ポンポン山訴訟」
 9. 理事の個人責任（連帯保証責任）の顕在化
- 第2 再開発問題についての坂和の基本スタンス
- 第3 再開発事業の再構築の必要性
- 第4 01年1月 市街地整備研究会中間とりまとめ
- 第5 PFI法の活用
- 第6 関西再開発研究会からの提言（その1）00年6月
- 第7 関西再開発研究会からの提言（その2）01年6月
- 第8 （社）再開発コーディネーター協会からの提言 03年5月
- 第9 軽装備再開発事業について（上記提言の背景） 03年8月22日
- 第10 03年11月7日 第3回大阪都市再生フォーラム
- 第11 （社）再開発コーディネーター協会法制検討部会
―― ①05年4月4日、②7月6日、③9月16日、④11月18日
⇒ 再開発の破綻は従来からある問題点。法的未整備を放置し、問題を先送りしてきた。
① 赤字状態・破綻状態にある再開発の現状を情報公開することが不可欠
② 組合の破産の可否や民事再生の可否は？
③ 赤字状態・破綻状態にある組合を解散し、事業を完了させるための「ガイドライン」を早急に作成すべき（賦課金・債務免除・公的資金の3本柱）
- 第2章 久居駅前再開発の検証（省略）
- 第3章 津山市再開発問題（省略）
- 第4章 川西市再開発問題（省略）
- 第5章 阿倍野再開発訴訟とその後の展開
- 第1 最判平成4年11月26日（判例地方自治108号59頁）の画期的意義
1 審 大阪地判昭和61年3月26日（判時1215号25頁）
2 審 大阪高判昭和63年6月24日（判時1283号21頁）
土地区画整理事業についての「青写真判決」（最判昭和41年2月23日）により、事業計画決定の処分性を否定。二種事業の事業計画決定の処分性を初めて認めた。
① 事業計画決定は土地収用法上の事業認定と同じ法律効果をもつ。
② 地区内の所有者等は地区内に残留するか転出するかを選択が余儀なくされる。
⇒ 争訟成熟性を認め、従来の処分性概念を拡大
- 第2 大阪市と地元住民間の確認書（93年5月）
原告側の主張が認められ大きな成果。しかし、実質的な審理はこれからスタート。しかし、これまでの経過を踏まえ、関連する訴訟につき訴えの取下げを含む合意。官民一体となって、十分な話し合いをしながら再開発事業を進めていくことになった。
⇒ しかし、バブル経済崩壊により、再開発事業は遅々として進まず、大阪市の事業は事実上大きく頓挫
- 第3 外資系企業の参加表明（01年9月）
1. 核テナントとなる予定であったそごうがダウンし、97年に出店を断念。大阪市は01年3月に、延べ床面積を約300,000㎡、高層ビルを36階に縮小する新計画を公表。
 2. 01年9月、アメリカの不動産投資信託最大手サイモン・プロパティ・グループが阿倍野再開発事業に参加を表明。欧米の百貨店やスーパー、映画館などとオフィスの複合施設とする大型ショッピングセンターを建設、06年～08年の開業を目指す。
⇒ 具体的な有力候補の出現により、宙に浮いていた事業が動き始めた。
- 第4 巨額の赤字の発表（01年11月）
大阪市の試算により、バブル期に土地取得費用が増加し、その後のバブル経済崩壊による不動産価格の下落の影響で約1350億円の赤字となることが発覚。

- ⇒ 今後24年間で約2000億円の補てんが必要。

⇒ 02年度事業会計 約24億円の赤字（03年5月）

03年度 “ ” 約67億円の赤字（04年5月）
- 第5 事業の縮小決定（02年5月）
核テナント予定のそごうの撤退、需要全体の低迷を踏まえて、94年の事業計画決定（延べ床面積416,000㎡）を約3分の2の（延べ床面積289,300㎡）に縮小し、63階建てビルも31階建てのビルに変更。
- 第6 今後の展開 —— 進むも地獄、退くも地獄
1. 原告団の一人から現在の管理処分案受け入れの是非をめぐる相談を受ける。

⇒ 大阪市の提示する管理処分案は到底受け入れられない。その調整のため協議中。情勢は波乱含みで訴訟も視野に入っている。
2. 事業の規模を縮小したとは言え、先行き不透明の不況の中、外資系企業の意向による運用にも不安が残り、事業を進めれば赤字がさらに拡大する可能性がある。

⇒ 真剣に「事業中止」の大英断を検討すべきではないか。

権利者への多額の補償問題が発生するが、見通しのないまま事業を続けるマイナスよりも、途中撤退、敗戦処理をするマイナスの方が小さいのではない

か
- 第7 事業計画の見直しへ（03年5月～ ）
1. 03年5月21日 02年度事業会計が約24億円の赤字となることが発覚

2. “ ” 5月23日 サイモン・プロパティ・グループの進出計画が白紙へ

（大阪市の提示した信用保証条件と折り合いつかず）

3. “ ” 5月27日 大阪市が再開発事業計画を見直す方針を表明

⇒ 阿倍野再開発事業のすべてをさらけ出して、全国ネットでのシンポジウムや勉強会を開催する等、広くアイデアを集めるための新しい試みをする必要があるのではないか

4. 04年1月21日 事業全体で2000億円の赤字となる見通し

⇒ 04年度中に見直し計画を作成する予定

5. “ ” 5月14日 03年度事業会計が約67億円の赤字となることが発覚

6. “ ” 6月 事業協力者の公募（事業のパートナーの早期確保）

⇒ 特定建築者として事業に参加することを前提に計画策定段階から提言・助言を求める
- 第8 追い出される（？）借家権者
1. 04年2月2日 所有者から大阪市に対する収用裁決申請請求

“ ” 5月12日 審理期日

⇒ ①背景には土地価格の下落、②都市再開発法 v s 土地収用法

“ ” 10月28日 大阪市は明渡裁決申請

⇒ 審理（05年3月4日、4月15日、6月20日、8月30日、11月4日）

⇒ 大阪市の立場の二面性「施行者」 v s 「事業者」
2. 04年3月10日 借家権者から大阪市に対する調停申立

“ ” 4月12日 第1回調停期日

⇒ ①大阪市は、調停打ち切りの方向、②大阪市の真意は？

“ ” 6月8日 第2回調停期日（調停不成立）
3. その法的論点

第6章 香芝市土地区画整理問題（旭ヶ丘ニュータウン）
（省略）

第7編 政策編

第1章 土地バブルの発生と崩壊
西村吉正著『金融行政の敗因』（99年 文藝春秋）

- 第1 土地バブルの発生
- 第2 1985年は大きな節目
- 大前研一著『質問する力』（03年 文藝春秋）
- 第3 バブル全盛期の都市問題
- 第4 バブル崩壊のメカニズム
- 第5 不良債権の処理
- 第6 金融再生の動き

第2章 金融ビッグバン（銀行・保険）（省略）

第3章 行政改革

第1 世直し
日本型システムの改革 ⇒ 日本再生

第2 行政改革の足取り

第3 01年4月 小泉内閣成立

第4章 地方分権法の成立とまちづくり法

- 第1 地方分権の歴史的経過
- 第2 地方分権推進委員会が目指したもの
- 第3 地方分権法の概要
- 第4 機関委任事務制度の廃止と新たな事務区分等
- 第5 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
- 第6 都市計画の分野における地方分権
- 第7 住民訴訟改正について

第8編 小泉改革（総論）

第1章 第1次小泉内閣（01年4月～03年11月）

第1 01年4月 自民党総裁選（橋本 v s 小泉） —— 小泉純一郎選出

⇒ 小泉内閣発足、80%の支持率

第2 聖域なき構造改革

1. 経済財政諮問会議（骨太の方針 01年6月21日）
（竹中平蔵経済財政担当相）
- ① 不良債権の早期（2、3年）処理
- ② 財政構造改革（歳出の見直し、国債発行を30兆円以下に）
- ③ 経済の再生（I T国家の足固め）etc.
2. 行政改革・規制改革（石原伸晃行革担当相）
3. 地方分権
4. 公共事業ビッグバン（大改革）

- 第3 小泉改革の経過
1. 01年7月29日 参議院選挙で自民党圧勝
 2. 02年9月30日 柳沢金融担当相更迭
⇒ 竹中経済財政相が兼任
 3. 03年5月17日 リソナホールディングスへの公的資金投入
(竹中ショック)
⇒ デフレ経済不況の克服は
 4. 〃 9月20日 自民党総裁選挙(第2次小泉内閣発足へ)

第2章 小泉改革をどう評価するか

第1 小泉改革の政治的側面

1. 自民党との確執
 - (1) 細川内閣
自民党政治を打破することによって生活者優先の政治、政官財のトライアングルの打破を目指す。
 - (2) 小泉内閣
「自民党という政権与党の中だからできる」というスタンス
⇒ 自民党内での勢力基盤が弱い小泉内閣による都市再生が成功するためには、国民の高い支持と、自民党抵抗勢力(従来の公共事業依存型、利益誘導型、国債依存型)による横ヤリの排除が不可欠。
⇒ 細川内閣が「八頭立ての馬車」に乗った不安定な連立政権だったのと同じく、小泉内閣もこのような綱渡り的な政権。しかし「政局」うまい。したたか！

第2 経済的側面

1. 経済不況(デフレ)の克服は可能か
⇒ 景気対策か財政再建か(二者択一は正しいか?)
2. 不良債権の処理
3. 国債発行の30兆円枠の維持
4. 国際競争力(日本国債の格付け下落、外資の攻勢)

第3 法的側面

1. マンション管理適正化推進法(01年12月成立、02年8月施行)
2. 都市再生特別措置法(02年4月成立、同年6月施行)
3. 都市再開発法の改正(〃 3月成立、同年6月施行)
4. 土地区画整理法の改正(〃 3月成立、同年6月施行)
5. マンション建替え円滑化法(02年6月成立、同年12月施行)
⇒ 区分所有法の改正(〃 12月成立、03年6月施行)
⇒ 03年12月 大阪府豊中市(新千里桜ヶ丘住宅)で「5分の4以上」の建替え決議による初のマンション建替え着工

第3章 第2次小泉内閣(03年11月～05年9月)

1. 03年9月20日 自民党総裁選挙
⇒ ①小泉圧勝、②青木+森+堀内の応援、
③野中広務引退、④橋本派分断、
⑤派閥弱体化、⑥若手候補擁立不発
2. 〃 9月22日 小泉第2次改造内閣の発足
⇒ ①山崎拓は幹事長から副総裁へ
⇒ 03年11月9日、衆議院総選挙落選
⇒ 05年4月25日、衆議院補選(福岡2区)で振り返り
②安倍晋三の幹事長抜擢(49才)
③竹中平蔵の金融大臣・経済財政担当大臣留任
④石原伸晃の国土交通大臣就任
3. 〃 9月24日 民主党と自由党の合併
⇒ 2大政党体制スタート
4. 〃 10月23日 中曽根元首相、宮沢元首相に対する引退要請
⇒ 自民党の73歳定年制
5. 〃 11月9日 衆議院総選挙
・2大政党制(小泉自民党vs菅+小沢の新民主党)
・マニフェスト選挙・政権選択選挙
＜論点＞
①デフレ克服・景気回復・株価、
②道路公団民営化、③年金・保険・消費税、
④郵政民営化、⑤日本丸の行方は?
⇒ 11月19日 第2次小泉内閣発足
6. 衆議院総選挙の結果
 - ①民主党の躍進(137議席→177議席。比例代表第1党)
⇒ 無党派層の支持
 - ②自民党、単独過半数には届かず。
⇒ 与党(自・公・保)は安定多数
⇒ 小泉政権は継続
 - ③去りゆく政治家と振り返り政治家
(落選組)山崎拓、土井たか子、高市早苗、松浪健四郎、石原宏高、菅源太郎
(復活組)田中真紀子、加藤紘一
(後継者)野中広務→田中英夫
7. 今後の政党政治は…?
 - ①社民党、共産党の没落、②保守新党の自民党への合流
⇒ 自公連立vs民主党(2大政党制の定着)
9. 「年金政局」
 - (1) 未納ドミノ現象
 - (2) その論点

第4章 第2次小泉内閣(第1次小泉再改造内閣)の評価

1. 小泉改革はホンモノかニセモノか?
とくに、①道路公団改革は?、②改革の本丸、郵政民営化は?
 2. 自民党は変わったのか?
 - ①派閥、②政治とカネ
 3. 景気「回復」はホンモノか?
 4. 日米関係は良好、日中関係は悪化、その他国際情勢は?
- 第5章 04年7月11日参議院選挙後の小泉改革
1. 自民党敗退、民主党躍進、公明党現状維持、社民・共産衰退

- ⇒ 二大政党制へ加速
- 2. 小泉改革と自民党のあり方の変化（変質）は？
⇒ 人事を含めた自民党との綱引きと小泉首相の求心力は？
- 3. 個々の改革の課題の行方は？ 特に郵政民営化は？
- 4. 04年9月27日 自民党役員人事
⇒ 武部幹事長、安部幹事長代理（降格）
- 5. 〃 9月27日 第2次小泉改造内閣発足
⇒ 郵政民営化担当相に竹中経済財政担当相
⇒ 麻生総務相、谷垣財務相は留任
＜その論点＞
 - ① 「郵政民営化実現内閣」となるか？
 - ② 派閥の崩壊？
 - ③ 小泉政権 v s 自民党の対決は？

第6章 05年9月11日衆議院総選挙後の小泉改革

第1 05年9月11日衆議院総選挙

- 1. 郵政民営化法案の採決
 - (1) 05年7月5日 「衆」議院本会議は可決（賛成233 v s 反対228）
⇒ 自民党議員51名の造反
 - (2) 〃 8月8日 「参」議院本会議は否決（賛成108 v s 反対125）
⇒ 自民党議員30名の造反
⇒ 小泉首相は「衆」議院を解散、総選挙
- 2. 05・9・11衆議院総選挙——「日本のいちばん長い日」
自民圧勝、民主惨敗、公明・社民・共産は横ばい
⇒ 与党で3分の2超の327（自民296＋公明31）
参院で否決された法案でも衆院の再可決で成立可能に（憲法59条2項）
⇒ 民主党岡田代表は辞任。後任は前原誠司。
⇒ <落選組>（民主）藤井裕之党代表代行、中野寛成前衆院副議長
（社民）土井たか子（その他）八代英太元郵政相、藤井孝男元運輸相
＜復帰組＞（社民）辻本清美（新党大地）鈴木宗男
- 3. 「刺客」候補
造反議員が立候補した33選挙区
⇒ 党本部から24選挙区に対立候補を立て、1選挙区（広島6区）は無所属で支援
（東京10区）小林興起● v s ○小池百合子
（静岡7区） 城内 実 ● v s ○片山さつき
（岐阜1区） 野田聖子○ v s ●佐藤ゆかり（比例で復活当選）
（奈良2区） 滝 実 ● v s ○高市早苗
（岡山3区） 平沼赳夫○ v s ●阿部俊子（比例で復活当選）
（広島6区） 亀井静香○ v s ●堀江貴文（無所属）
- 4. 劇場型選挙
⇒ 投票率67.24%（現行制度で最高）

第2 総選挙後の小泉内閣

- 1. 05年9月21日 第3次小泉内閣発足（全閣僚を再任）
- 2. 05年10月31日 自民党役員人事、第3次小泉改造内閣発足
⇒ 武部幹事長留任
⇒ 安倍官房長官、竹中総務相・郵政担当相（←経済財政担当相）
麻生外相（←総務相）、谷垣財務相（留任）
⇒ 「改革続行内閣」、「サプライズなきサプライズ」（？）

第3 今後の論点

- ① 二大政党制は？
- ② 小泉首相の任期延長は？ポスト小泉は？
- ③ 「05年体制」の発足か？
- ④ 派閥は？
- ⑤ 小泉チルドレンは？
- ⑥ 構造改革の加速は？

第4 今後加速させるべき改革

- 1. 05年10月31日、第3次小泉改造内閣の基本方針発表
⇒ ①「官から民へ」「国から地方へ」の徹底 ④外交・安全保障・危機管理
②経済の活性化 ⑤政治改革
③暮らしの安心と安全の確保
- 2. 具体的な課題
 - ① 政府系金融機関の見直し（谷垣財務相、与謝野経済財政相）
 - ② 財政構造改革（谷垣財務相、与謝野経済財政相）
⇒ 歳出構造の見直し、定率減税の廃止・消費税を含む税制の抜本改革
 - ③ 三位一体改革（竹中総務相）
⇒ 3兆円の補助金削減は？ 義務教育費の削減？ 税源委譲は？
 - ④ 年金や医療・社会保障制度の一体的見直し（川崎厚生相）
 - ⑤ 公務員削減（竹中総務相）
 - ⑥ 外交（麻生外相）
⇒ 日中・日韓・日朝は？ 日米「同盟」は？
 - ⑦ WTOの新多角的貿易交渉（二階経産相、中川農水相）
 - ⑧ アメリカ産牛肉の輸入再開問題（中川農水相）

第5 ポスト小泉の行方は？

- ⇒ 改革断行か逆戻りか？

第9編 小泉改革（各論その1 国内問題）

第1章 財政・金融改革（省略）

第2章 行政改革、規制改革（石原伸晃行革担当相）（省略）

第3章 公共事業をめぐる問題（省略）

第4章 小泉都市再生への期待とその危険性（省略）

参考：五十嵐敬喜、小川明雄著『「都市再生」を問う』（03年・岩波新書）

第5章 道路公団民営化をめぐる問題（省略）

第6章 年金改革をめぐる問題（省略）

第7章 三位一体改革をめぐる問題（省略）

第8章 有事法制、憲法改正（省略）

- ⇒ 05年10月28日 自民党（新憲法起草委員会）は新憲法草案を決定

- ⇒ 議論のたたき台となるはず。9条は？手続法は？民主党案は？民間の試案は？

第9章 郵政民営化をめぐる問題

第1 総論

- 1. 01年4月小泉内閣成立「官から民へ」

- その象徴が郵政民営化であり「改革の本丸」
- ⇒ 選挙のたびに郵政民営化を公約として高い支持率を維持
2. 建設族、道路族（＝公共事業）や郵政族（＝特定郵便局）などの族議員を排除
- ⇒ 自民党をぶっ壊す
3. 民主党の多数も郵政民営化は賛成のはず（だった）
4. 01年から経済財政諮問会議で「骨太の方針」を策定
- ⇒ 『平成17年版 経済財政白書』のむすび
- ①負の遺産は解消した

②景気は緩やかな回復が続く

③デフレ脱却は依然として重要な課題

④小さな政府を目指して

⑤官から民へは歴史的な流れ
- ⑥民の事業で利便性は向上

⑦人口減少が始まる

⑧近づく団塊の世代の定年退職

⑨市場重視の改革を進める

第2 経過

1. 97年12月3日 行政改革会議は、郵政3事業（郵便・郵便貯金・簡易保険）の新型公社への移行を決定
2. 01年1月 郵政省⇒郵政事業庁（総務省内）へ
3. 03年4月1日 日本郵政公社の発足
4. // 10月 自民党マニフェストに「07年4月民営化」
5. 04年2月～ 経済財政諮問会議で議論本格化（4機能に分けて議論）
6. // 4月26日 経済財政諮問会議が中間報告を決定
- ⇒ 郵政民営化準備室の発足
- ⇒ キーワードは「タンス代わり」、「コンビニ化」、「黒船」
7. // 5月25日 日本郵政公社の初年度決算（04年3月期）発表
- ⇒ 「非効率」、「競合企業に見劣り」
- ⇒ 04年7月の参議院選挙
- 抵抗勢力（vs自民党、vs族議員、vs総務省）
8. // 7月20日 内閣府素案（郵便、貯金、簡保の事業ごとに新会社＋持ち株会社）
- ⇒ 7月21日、経済財政諮問会議での議論再開
9. // 8月6日 経済財政諮問会議で基本方針骨子を決定
- ⇒ 07年4月に民営化、2017年までに持ち株会社設立
- ①郵便、②貯金、③簡保、④窓口ネットワーク
- の4分社化
10. // 9月7日 経済財政諮問会議は基本方針を決定
- ⇒ 公社の肥大化？民業圧迫？vs抵抗勢力の調整は？
11. // 9月10日 基本方針を閣議決定
- ⇒ 与党の事前了承なし。法案は？
- ⇒ 全閣僚参加の郵政民営化推進本部が発足
12. // 9月27日 郵政民営化担当相に竹中氏が就任
- ⇒ 10月6日、「郵政民営化に関する有識者会議」を開催
13. // 9月28日 ヤマト運輸が郵政公社の業務拡大を独禁法違反で提訴
14. 05年1月19日 政府・与党の郵政民営化協議会スタート
15. // 4月4日 郵政民営化法案の骨子を首相裁定で決定
16. // 4月27日 郵政民営化法案を閣議決定
17. // 5月20日 衆議院に郵政民営化特別委員会設置、審議スタート
- ⇒ 6月28日、法案修正で合意
18. // 7月5日 衆議院本会議で採決、通過（賛成233vs反対228）
- ⇒ 自民党議員51人の造反
19. // 8月8日 参議院本会議で否決（賛成108vs反対125）
- ⇒ 自民党議員30人の造反（反対22、棄権・欠席8）
- ⇒ 衆議院解散、総選挙
20. // 9月11日 衆議院総選挙で自民党圧勝（与党で3分の2以上確保）
- ⇒ 参院造反組は軒並み「賛成」へ
21. // 9月21日 第3次小泉内閣発足
22. // 10月11日 特別国会衆議院本会議で可決（賛成338vs反対138）
- ⇒ 民主党の対案（郵政改革法案）は否決
23. // 10月14日 参議院本会議で可決（賛成134vs反対100）
- ⇒ 郵政民営化法成立（10月21日公布）
- ⇒ 民営化を半年遅らせた以外はほぼ同じ
- ⇒ 07年10月1日民営化（予定）

第3 民営化法の内容と論点

1. 郵政民営化関連法の概要
2. その論点
- ① 財投改革とは？（後記第5、第6）

⇒ 民営化により「官から民へ」の資金の流れは本当に実現するのか？

② 郵政公社は今のままで経営が維持できるのか？（後記第4）

⇒ 「民」のノウハウを活用→サービスの質の改善や効率化が可能

③ 民営化会社は本当に儲けられるか？

④ 地方の郵便局はなくなるのか？ユニバーサルサービスの維持とは？

⑤ 公務員でなくなるのか？（準公務員？、生クビ切り？）
3. 民主党のマニフェストと郵政改革法案
- (1) マニフェスト
- ① 郵貯の預入限度額1000万→700万→500万

⇒ 政権交代が実現すれば、05年秋に1000万→700万とする法案を国会提出

⇒ 8年間で郵貯220兆円を半減

② 公社職員26万人のうち、8年間で8万人削減（自然減、リストラ）

③ 天下り禁止法案

④ 財投債廃止法案

- ⇒ 本来にできるのか？
- (2) 05年10月3日、民主党は郵政改革法案を特別国会に提出
- ⇒ ① 郵便は公社のまま、郵貯は公社全額出資の子会社、簡保は分割して民営会社がそれぞれ運営
- ② 定額預金を廃止し、預入限度額を500万に半減
- ③ 完全民営化は政府案より5年早い2012年4月1日
- ④ 関連起業への天下りを制限
- ⇒ 郵政民営化法案（政府案）とあわせて審議されたが、否決
- 第4 郵政公社の発足
- 02年7月に日本郵政公社法成立。03年4月1日施行、日本郵政公社発足
- ⇒ ① 事前評価→事後評価として総務大臣が業績評価
- ② 商品・サービスの内容は総務大臣が認可
- ③ 企業会計原則の導入と会計監査人による監査の義務づけ
- ⇒ 03年4月1日から4年ごとに「中期経営目標」「中期経営計画」を定めて、総務大臣の認可を受けなければならない（公社法24条）。
- ⇒ まだ2年しか経っていない時点で「民営化」を論じる必要性は？
- 第5 国家予算——国の「財布」
1. 05年度予算（04年12月24日成立）約82兆円
- ・05年度末（06年3月末）時点での普通国債の残高は538兆円と見込まれる。
- ⇒ 07年3月末には570兆円突破が確実視
- ・05年度末で長期債務は774兆円に達する見通し。
- ・国債の利払いで1時間に約10億円。
- ⇒ 国債発行額を削減するのは難しい。
- ⇒ 小泉政権の5年間で10兆円の歳出改革を断行
- 政府目標「2010年初頭にプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化」
- ⇒ <自民党>①公務員の削減による人件費カット
- ②公共事業費のコスト削減
- <民主党>①3年で10兆円の歳出カット（マニフェスト政策実施のため7兆円支出するが、既存経費を17兆円カットする）
- ②国債発行額30兆円未満の実現
2. 収入（税収）を増やすための政策
- ① 消費税増税、サラリーマン増税
- ② 景気回復による法人税収入の増加
- ③ 郵政民営化により民営化会社も利益が出れば法人税を支払う。
- 第6 財政投融资と財投債・財投機関債——もう1つの「財布」
1. 郵貯・簡保の「入口」論
- 郵貯・簡保の資金は約340兆円（郵貯220兆円、簡保120兆円）
- ⇒ 個人金融資産約1400兆円の約4分の1
- ⇒ 問題はこれの使い方（「出口」の問題）
2. 従来の「出口」
- 郵貯・簡保の資金を大蔵省資金運用部が自由に運用していた。
- ⇒ ムダな公共事業へ使われていた。「安全資産」に限定されていたため財投債を含む国債購入の比率が高かった。
3. 財投改革
- (1) 01年4月1日施行の「資金運用部資金法等の一部を改正する法律（財投改革法）」
- ⇒ ① 郵便貯金・年金積立金全額預託義務を廃止
- ② 預託者に対する金利の上乗せを廃止
- ⇒ 郵貯・簡保→財政投融资（資金運用部）→公共事業（特殊法人）の流れを断ち切る。
- (2) 財投機関（特殊法人や独立行政法人）による資金調達
- 財投機関は「財投機関債」（＝社債）を発行して市場から資金調達しなければならなかった。
- ⇒ しかし、資金調達が困難な「財投機関」については、国が「財投債」（＝国債）により調達した資金を財投機関に貸し付ける。
- (3) 財投改革後の郵貯・簡保の資金の運用対象
- ⇒ 郵貯220兆円、簡保120兆円の行き先は？
- ⇒ 民主党の対案は、①天下り禁止法案、②財投債廃止法案
- ⇒ その実現可能性は？
- 第10編 小泉改革（各論その2 国際問題）
- 第1章 アフガン・イラクをめぐる問題（省略）
- 第2章 中国をめぐる問題
1. 米中、中台問題
- ①米vs中（軍用機接触事故、台湾への潜水艦売却、尖閣諸島問題）
- ②中vs台（軍事演習——軍事行動の可能性）
2. 「海洋国家」への道——明の鄭和出航600周年
- ⇒ ①資源開発、②軍事戦略
3. 従来からある主要な日中問題
- ①台湾李登輝ビザ問題、②セーフガード問題、③ODA—政府開発援助—問題
- ④領土問題、⑤教科書問題、⑥靖国参拝問題
4. 03年3月 胡錦涛体制スタート（中国第4世代）
5. 北京で起こる『土地戦争』
- ⇒ 急激に進む土地バブル（2008年オリンピック、2010年上海万博）
- ⇒ 北京以外でも開発目的の農地収用が激増
6. 反日感情の激化
- ①集団買春問題（03年10月）
- ②西安寸劇事件（ // 11月）
- ③尖閣諸島・魚釣島中国人不法上陸事件（04年3月24日）
- ⇒ 書類送検せず強制送還へ（出入国管理法65条）
- ⇒ 反日感情の激化（デモ、インターネットカフェ『抗日戦士』の開店etc.）
- ④東シナ海ガス田問題（04年5月～）
- ⇒ 中国春曉ガス田
- ⑤常任理事国入り問題（日本・ドイツ・インド・ブラジルのG4）
- ⇒ 中国各地で反日デモ
- ⇒ 北京・成都（05年4月9日）、広州・深せん（10日）、

上海・杭州・天津（16日）、香港・瀋陽等（17日）

⑥中国副首相帰国問題（05年5月23日）

⇒「抗日戦争勝利60周年」キャンペーン

<主な抗日記念日>

9／18柳条湖事件（1931年）、7／7蘆溝橋事件（1937年）

12／13南京事件（1937年）、8／15日本降伏（1945年）

7. 憲法改正

04年3月14日 全国人民代表大会において賛成多数で憲法改正案を採択

⇒①私有財産の保護の明確化、②「三つの代表」思想

8. 中国のアキレス腱

乱開発、水不足、電力不足

9. 1国2制度問題（香港）

香港行政長官と立法會議員の直接選挙をめぐる確執

10. チベット問題

1959年、ダライ・ラマ14世はインドへ亡命

⇒高度な自治権（チベット）v s チベットと台湾は中国の一部（中国）

11. 人治から法治への具体的内容

――熊達雲著『現代中国の法制と法治』（04年・明石書店）

王晨著『社会主義市場経済と中国契約法』（99年・有斐閣）

①司法腐敗と司法改革

②「訟棍」（三百代言）から「律師」（弁護士）へ

③民法・財産権法（債権法）の整備

④民法・物権法は不十分（c f. 映画『上海家族』（02年））

第3章 台湾をめぐる問題（国民党v s 民主進歩党）（省略）

第4章 北朝鮮をめぐる問題（省略）

第5章 韓国をめぐる問題

1. 歴代大統領の「闘争」

2. 盧武鉉（ノ・ムヒョン、03年～）v s 野党

3. 盧武鉉大統領復帰後の政治情勢

4. 経済再建（金大中政権時代）から再び没落へ

5. 対日関係

①靖国問題、②教科書問題、③日本の大衆文化解禁、④領土問題（竹島）

6. ソウルのまちづくり ―― 清溪川（チョングチョン）の復元

7. 高句麗論争

第11編 司法改革編

第1 背景

・司法改革とは

①明治、②戦後と並ぶ第3の変革期（98年11月24日付日経新聞）

・2割司法とは

紛争解決の手段として司法は期待される2割程度しか機能していないということ

こと

第2 司法制度改革審議会の発足とその議論

第3 裁判迅速化等（03年1月「裁判迅速化法案」国会提出）―― 制度的基盤の整備

第4 法科大学院 ―― 人的基盤の拡充

第5 裁判員制度（03年3月11日試案発表）―― 国民的基盤の確立

第12編 都市法政策の視点からみる

今後のあるべき姿

第1章 都市問題検討の視点

第1 都市問題と政治（政策）・経済・社会・文化との関連性

⇒日本の民主主義や政治・経済の動向のチェックが不可欠

第2 日本の都市法体系の不十分性の確認

1. 日本の都市法体系は複雑かつ難解

都市法体系、まちづくり法体系の根本的見直し必要

⇒都市法の体系化・シンプル化（法律の統廃合）

2. 法律以外の要綱・通達の占めるウェイト大（国民には理解不能）

3. マンションの建替え、都市の更新（再開発）などのテーマに立法措置が後追い（日本的風土）

⇒都市再開発は、（可能なところ）で可、「必要なところ」では不可

⇒法の不備を反省し、その再編に取り組む必要あり（6編1章参照）。

4. 大阪府吹田市の千里桃山台第2団地の建替え事業（4編8章参照）

第3 見つめ直しの視点

1. 構造改革、規制緩和、都市再生、地方分権など言葉が一人歩き。内実の議論不十分

2. 土地所有権（論）まちづくりとは？土地利用とは？

都市計画とは？規制とは？etc. の本質論の議論不十分

――その都度、つけ焼き刃的に対処

3. 住宅金融債権管理機構（97年7月）中坊公平弁護士のスタンス

（1）不良債権回収のため、あらゆる法的手段を駆使（借り得は許さない）

（2）スピード、効率、現場主義 ⇔ 旧日本型システムと正反対

藤井良広著『中坊公平の闘い』（上）・（下）（日経ビジネス人文庫・

01年）参照

第4 司馬遼太郎の遺訓

（1）『土地と日本人』（中公文庫）（対談）

「土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性」

（2）風塵抄『日本に明日をつくるために』産経新聞96年2月12日（逝去当日）

「住專の問題がおこっている。日本国にもはや明日がないようなこの事態に、せめて公的資金でそれを始末するのは当然なことである」

「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわるのがいかに悪であったかを（略）国民の一人一人が感じねばならない。でなければ、日本国に明日はない」

（3）『坂の上の雲』 ―― 是非読んでほしい

⇒07年4月、「坂の上の雲」記念館（松山市）オープン予定

松山市の「坂の上の雲」のまちづくりの中核施設

⇒03年9月、全国都市再生モデル調査として選定

「若者が創る『坂の上の雲』のまちづくりモデル調査―元気な志民プロジェクト」

第2章 戦後60年の日本国のシステムは機能しているか？

第1 戦後60年の歴史を考える ―― 日中戦争、日米戦争から現在を考える

- | | | |
|-------------|----|--|
| ・1804年 | ―― | ナポレオンがフランス皇帝となる
映画『マスター・アンド・コマンダー』（03年） |
| ・1854年5月12日 | | 黒船来襲 |
| ・1904年2月 | | 日露戦争 |
| ・1931年9月18日 | | 柳条湖事件 |
| ・1941年12月8日 | | パールハーバー |
| ・1945年8月15日 | | 日本敗戦 |
| ・1951年9月8日 | | サンフランシスコ講和条約 |

第2 日露戦争100年を考える
―― コミック『日露戦争物語』（江川達也著・01年～続刊・小学館）
（ビッグコミックスピリッツ連載中）

第3 日本の政治を考える
戦後60年間の自民党的体質（土建国家、利益誘導、公共事業依存）の反省と克服の必要性
⇒ 構造改革の必要性 ⇄ 知事連合に期待（？）

第4 憲法、自衛隊、有事立法を考える
『ローレライ』（05年3月公開）、『亡国のイージス』（05年7月30日公開）から学ぶ
⇒ 『男たちの大和』（05年12月公開）でまちおこし
4億円のロケセット（尾道市）、大和ミュージアム（呉市海事歴史科学館）

第5 経済と金融を考える

1. バブル崩壊 ―― デフレ不況
2. 地価対策
3. りそな銀行破綻 ―― 竹中ショック
4. 不動産投資信託（REIT）の拡大 ―― 不動産証券化の流れ
⇒ 不動産の「所有」と「利用」の分離

第6 司法制度を考える

1. 戦後60年の日本の法体系の見直しと司法制度改革の必要性
2. 政治改革、行政改革に続く司法制度改革は現実化するのか？
3. 法曹人口の増員、ロースクール、裁判員制度、裁判の迅速化など

第7 戦後の民主主義を考える
観客民主主義、問題点先送り体質、集団無責任体制の立て直しはできるのか（憲法、集団的自衛権の見直し問題に注目）

第8 閉塞ニッポンをどうするか

1. 戦後60年の今日、日本の政治、行政、司法をはじめ、経済、教育、防衛、文化、倫理などすべての分野で閉塞状態
⇒ 制度の改革と価値観の転換が必要
⇒ 小泉総理や中曽根康弘元総理、石原慎太郎都知事、田中康夫長野県知事、北川正恭元三重県知事らの発言・行動をどう評価するか
2. 政治的、経済的に日本の国際的地位が後退する中、すべての日本国民に日本をどう舵取りするかが問われている（cf.救国会議9人委員会の「救国の提言」）

第3章 まちづくり法は機能しているか？

第1 改正都市計画法（平成12年法、平成14年法）はどこまで定着するか
32年ぶりの改正が「都市化社会」から「都市型社会」への移行という社会状況の変化をふまえたものという国民の共通認識を形成できるか？

第2 まちづくり法を官僚（国土交通省）の手から国民のものにする必要性

1. あまりにも複雑、難解 ⇒ 国民にわかるまちづくり法の必要性
2. 政令、要綱、通達による官僚指導の改善の必要性

第3 再開発事業の問題点の克服は可能か？

1. 都市再開発法および再開発事業の問題点とその克服の方向の研究（メニュー）は十分になされている。克服のためのキーワードも豊富（病巣は明らかとなり治療方針もほぼ確立している）。
⇒ 研究発表されている各種のメニューを1つずつ実施するだけで十分。
2. 毎年の法改正、制度改正により対症的に少しずつは改善している。
3. しかし、予想以上にバブルの克服、不良債権処理が長引き、平成不況の克服ができない。この間、予想もしなかった、デパート、スーパーや銀行の倒産まで発生、構造改革のできていない業種、業態は青息吐息。

- ⇒ 日本丸、日本株式会社自体の危機、国際的競争力の低下、が現実化
4. 従って、再開発事業に限定した技術上の対症療法だけでは、もはや無理。
抜本的に日本経済が元気にならないとどうしようもない状態。
5. そのためには、官から民への移行と政治主導が必要。マスコミのあり方の問題も含めてリーダーシップをもった指導者が必要。小泉総理は救世主か（？）

第4 都市計画、再開発の分野での大胆な改革の必要性

第5 夢、まちづくり

1. 東京のまちづくり
 - ①六本木ヒルズオープン（03年4月25日）
 - ②新幹線品川駅開業（03年10月1日）
2. 大阪のまちづくり
 - ①中之島まつり
 - ②水都大阪のまちづくり
 - ③御堂筋の活性化（日曜、祝日も人の集まるまちに）
 - ④なんばパークス開業（03年10月6日）
 - ⑤梅田北ヤード再開発（24ha）スタート
 - ⑥ハービスエント開業（04年11月9日）
3. 松山のまちづくり
 - ①「坂の上の雲」のまちづくり
 - ②JR松山駅高架事業（05年8月20日「まちづくりの法と政策」講演）
4. 車社会から公共交通機関への転換の必要性
―― LRT利用の可能性

5. 中国のまちづくり
- ①長安の都市計画
 - ②北京のまちづくり
- 08年オリンピックに向けて「再開発進む北京」
補償金わずか ―― 焼身自殺
- 第6 なぜ弁護士として都市問題・土地問題に関与するのか
- ① 日本の政治・経済を見る大きなバロメーター
 - ② 日本の民主主義を考える大きなバロメーター
 - ③ 日本のあらゆる法体系を考えるよき教科書
 - ④ 理念と現実とのバランスを考えるよきテーマ
 - ⑤ 「法的専門家かつ実践者」たる弁護士のテーマとして最適

以 上